

能登半島地震に関する災害基金の必要性について

令和6年1月19日

参議院議員 佐藤信秋

1. 地方公共団体の災害関連、地方負担見込

当面必要な事業費の約1/4必要（資料1）

2. 地方負担分の処理

地方債で処理、特別交付税や後年度長期にわたる特別交付税措置。その間、当該地方公共団体は財政再建団体に近い。

3. 東日本大震災の地方負担

最後は全額復興特交で支弁

4. 地方財政の負担軽減（資料2）

熊本地震では基金設置

5. 基金によらない場合

補助率かさ上げの特別措置法必要か？（資料3、阪神淡路の例）

資料 1 23年度補正予算(第1号)による歳出の追加に伴う地方負担額

(単位: 億円)

| 区分 | 主な事業 | 金額 | | | 主な地方財政措置 |
|-----|----------------------|--------|--------|-------|---|
| | | 合計 | 国費 | 地方負担 | |
| 適債 | 災害復旧事業 | 17,086 | 12,706 | 4,380 | 災害復旧事業債 充当率100% 元利償還金の95%を普通交付税措置(公債費方式) |
| | 災害救助事業(仮設住宅等) | 4,031 | 3,626 | 405 | 災害対策債 充当率100% 元利償還金の95%を普通交付税措置(公債費方式) (ガレキは、残余の5%を特別交付税措置(計100%)) |
| | 災害等廃棄物処理事業(ガレキ) | 4,229 | 3,644 | 585 | 補正予算債 充当率100% 元利償還金の80%を普通交付税措置(公債費方式) (残余の20%を単位費用措置) |
| | その他(公立文教施設耐震化、災害関連等) | 3,748 | 2,381 | 1,368 | |
| | 小計 | 29,095 | 22,357 | 6,738 | 特別交付税措置等 |
| 非適債 | 災害弔慰金等負担金 | 970 | 485 | 485 | |
| | その他(養殖施設復旧支援対策事業等) | 442 | 367 | 75 | |
| | 小計 | 1,412 | 852 | 560 | |
| | 合計 | 30,507 | 23,209 | 7,298 | |

過去の災害との比較

1月12日 現在
(出典：消防庁被害報告等)

| | H28 熊本地震 <H28.4.16> | | H30 西日本豪雨 <H30.6.28～> | | H30 胆振東部地震 <H30.9.6> | | R6 能登半島地震 <R6.1.1> | | |
|--|---------------------------|--------|-----------------------------|--------|----------------------------|--------|--------------------------|------|--|
| | 熊本県 | 大分県 | 岡山県 | 広島県 | 北海道 | 新潟県 | 富山県 | 石川県 | |
| 死者・行方不明者 | 273人 | 3人 | 76人 | 138人 | 43人 | 0人 | 0人 | 213人 | |
| | 全壊 | 10棟 | 4,830棟 | 1,115棟 | 469棟 | 10棟 | 16棟 | 629棟 | |
| | 半壊 | 222棟 | 3,368棟 | 3,616棟 | 1,660棟 | 273棟 | 30棟 | 39棟 | |
| 住家被害 | 34,491棟 | 222棟 | 3,368棟 | 3,616棟 | 1,660棟 | 273棟 | 30棟 | 39棟 | |
| | 一部破損 | 8,110棟 | 1,108棟 | 2,152棟 | 13,849棟 | 2,140棟 | 1,556棟 | 250棟 | |
| 特別法の制定・適用 | 大規模災害 復興法適用 | | — | | — | | 指定 | | |
| 特定非常災害の被害者の権利利益 の保全等を図るための特別措置に 関する法律※ | 指定 | | 指定 | | — | | 指定 | | |
| 激甚法の適用状況 | 本激 | | 本激 | | 本激 | | 本激 | | |
| 基金設置 | ○ | — | — | — | — | | | | |

※ 「著しく異常かつ激甚な非常災害」(以下の事項等の諸要因を総合的に勘案)が発生した場合に指定。
 (1)死者・行方不明者 自他者 避難者等の多数発生 (2)住宅全壊被害の多数発生 (3)不通やライフラインの寸断にわたる被害 (4)地域全体の日常生活や業務活動の麻痺

平成 7 年 3 月
国 土 庁 防 災 局

※ 平常時の補助率です。

「阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」について

1 趣旨

阪神・淡路大震災に対処するため、地方公共団体等に対する特別の財政援助並びに社会保険の加入者等についての負担の軽減、中小企業者及び住宅を失った者等に対する金融上の支援等の特別の助成措置を行うこととする。

2 特定被災地方公共団体等に対する補助

- (1) 特定被災地方公共団体に対して、激甚災害法の公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助等の規定を特別に適用する。
- (2) 阪神・淡路大震災により被害を受けた以下に掲げる施設の災害復旧事業について、国が補助等を行う。

①公共土木関係

- ・公園・街路・都市排水施設 $\frac{1}{2}$
- ・改良住宅等 $\frac{1}{2}$
- ・上水道、簡易水道等施設 $\frac{1}{2}$
- ・工業用水道施設 7割
- ・一般廃棄物の処理施設 $\frac{1}{2}$
- ・交通安全施設 $\frac{1}{2}$
- ・公立社会福祉施設 $\frac{1}{2}$

補助率 8/10

②社会福祉法人の社会福祉施設関係

- ・社会福祉法人の設置する社会福祉施設 $\frac{1}{2}$

補助率 2/3

③公共施設関係

- ・警察施設 $\frac{1}{2}$
- ・消防施設 7割
- ・公立病院 $\frac{1}{2}$
- ・公立火葬場 $\frac{1}{2}$
- ・公立と畜場 $\frac{1}{2}$
- ・中央卸売市場 7割

補助率 2/3

④民間施設関係

- ・商店街振興組合等の共同施設 7割
- ・民間の設置する公的医療機関である病院及び政策医療を行う病院 7割

補助率 1/2

7割

⑥その他

・神戸埠頭公社の管理する施設（国庫補助及び無利子融資）

3 社会保険の加入者等についての負担の軽減

- (1) 医療保険等において、一部負担金の免除等を行う。
- (2) 医療保険等において、保険料の免除等を行う。

4 中小企業及び住宅を失った者等に対する金融上の支援

- (1) 中小企業信用保険のてん補率の引き上げ、無担保・無保証人保険の別枠の設定等を行う。
- (2) 設備近代化資金の新規借入金に係る償還期間の延長を行う。
- (3) 商工組合中央金庫の災害復旧貸付の貸付限度額の引き上げ等を行う。
- (4) 住宅金融公庫の災害復興貸付の据置期間、受付期間の延長等を行う。

5 その他

- (1) 平成6年度に加え平成7年度にも歳入欠かん等債（地方債）の発行を可能とする。
- (2) 船員保険について、失業保険金等の支給の特例措置を適用する。
- (3) 内定者を雇用保険の被保険者とみなして雇用安定事業等の対象とする。

※ 災害救助法については、補助率の引き上げを行っていません。